

# 不良債権の状況

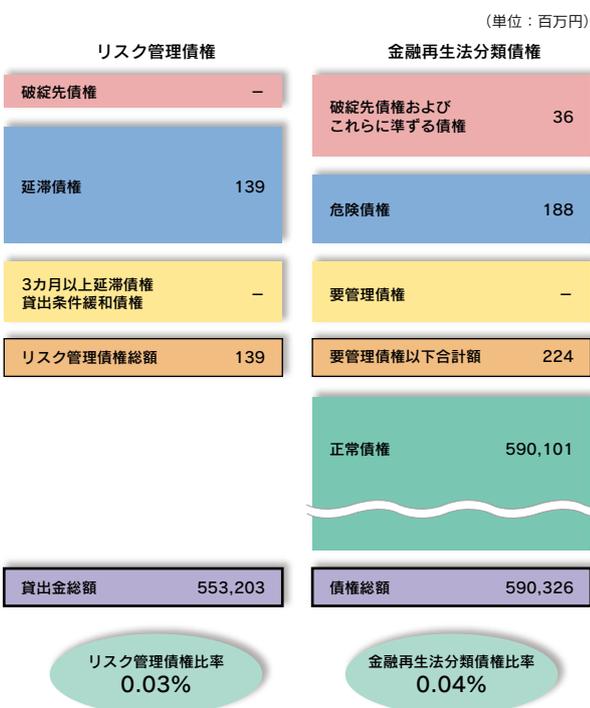
当会は、積極的な不良債権処理、情報開示に取り組んでおり、不良債権の状況については、法定開示である「リスク管理債権」に加え、透明性確保の観点から「金融再生法開示に基づく開示債権」についても情報開示しております。

平成28年度末のリスク管理債権総額は、139百万円で、貸出金総額に占める割合は0.03%、また、リスク管理債権総額のうち、貸倒引当金および担保・保証等により保全されている額は133百万円で、保全率は96.0%となっております。

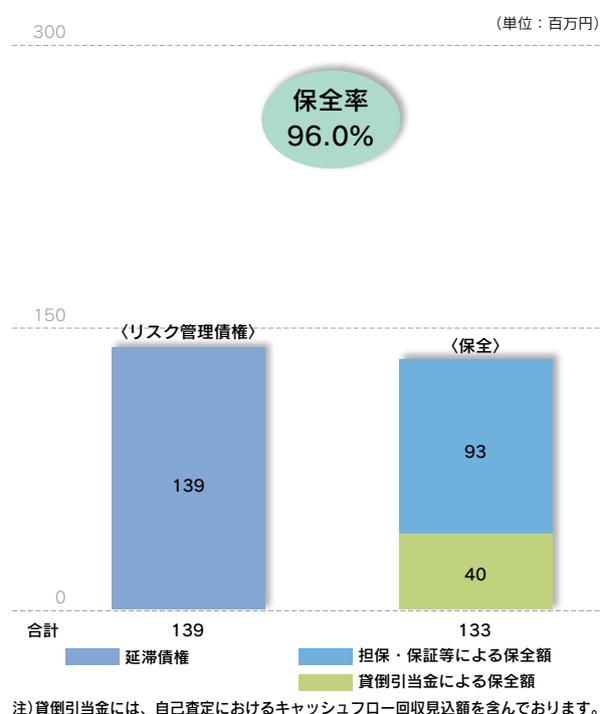
また、平成28年度末の金融再生法に基づく開示債権のうち、要管理債権以下合計額は224百万円で、債権総額に占める割合は0.04%、また、要管理債権以下合計額のうち、貸倒引当金および担保・保証等により保全されている額は199百万円で、その割合は88.8%となっております。

なお、リスク管理債権および金融再生法に基づく開示債権の詳細については、資料編93ページに記載しておりますのでご参照ください。

## 平成28年度末 不良債権状況



## リスク管理債権に占める保全の割合



## リスク管理債権比率の推移

